

転出・転入届の特例

住民基本台帳法の一部改正により、平成24年7月9日から住民基本台帳カード（以下、住基カード）をお持ちのかた（同じ世帯にお持ちのかたが一人でもいる場合を含みます）は、転出・転入届の特例が適用されます。

郵送などにより一定の事項を記入した転出届を前住所地へ提出後、新住所地の窓口で住基カードを提示し、住基カードの暗証番号を照合することで転入手続きができます。

転出届は、郵送での届出に限らず窓口でも届出ができます。

届出の際「転出証明書」は発行されません。

郵送での特例転出届

届出期間

新しい住所に住み始める日の約2週間前から、住み始めた日より14日以内

【注1】郵送で届いた書類に不備がなく、届出を受理した日が起算日となります。
余裕をもって届出をしてください。

【注2】届出期間を過ぎた場合、住基カードは失効し特例での届出ができなくなり、通常の転出届と同じように、転出届をお取りいただくこととなります。

郵送するもの

◇以下の必要事項を記入した転出届

- ・届出年月日
- ・届出人の住所、氏名（届出人の氏名は、必ず自署してください）
- ・異動（引越し）した日または異動（引越し）予定日
- ・新しい住所（転出先の住所）
- ・新しい住所の世帯主
- ・旧住所（鹿嶋市の住所）
- ・旧住所の世帯主
- ・転出する人全員の氏名、生年月日、続柄、住基カードの有無
- ・昼間の連絡先電話番号（必ずご記入ください）

◇住基カードのコピー

顔写真のない住基カードの場合は住基カードのコピーと本人確認書類（免許証、旅券、健康保険証など）のコピー

特例転入届

前住所地であらかじめ転出届をしておく必要があります。

届出期間

新しい住所に住み始めてから14日以内、または転出予定日(転出届の際、引越予定日として届書に記載した日)から30日以内の、どちらか早い方。

【注1】届出期間を過ぎた場合住基カードは失効し特例での届出が出来なくなります。

再度前住所地で通常の転出届を行い、転出証明書の交付を受けてください。

【注2】暗証番号の照合をします。番号が分らない場合は、住基カード以外の本人確認書類(免許証, 旅券, 健康保険証など)が必要です。

必要書類

- ◇転入届
- ◇届出人の印鑑
- ◇届出人の本人確認書類(免許証, 旅券, 健康保険証など)
- ◇住基カード
- ◇国民健康保険証(追加加入のとき)
- ◇国民年金手帳(加入者のみ)

※持ち家の場合: 登記簿謄本、売買契約書(写し可)

※賃貸の場合: 賃貸契約書等(写し可)

※同居の場合: 転入先の世帯主からの同意書

国保、年金、老人保健、医療福祉、児童手当、介護保険、教育委員会等に該当される方は、それぞれ担当課での手続きも必要となります。市民課での手続き後にお渡しする「住民異動届出書」と、上記必要書類をお持ちになり。各課で住所変更の手続きをお願いします。

住基カードの継続利用

これまで、発行市町村から転出をすると無効になっていましたが、今回の改正により住基カードの継続利用が可能になりました。

【注】失効した住基カードは継続利用できません。

住基カードが失効するとき

- ・引っ越しをした日から14日が経過したとき
- ・転出予定日(転出届の際、引っ越し予定日として届書に記載した日)から30日が経過したとき
- ・転入届を出した日から継続利用の手続きをしないまま90日が経過したとき
- ・住基カードの有効期限が切れたとき
- ・海外に転出したとき
- ・死亡したとき
- ・住基カードの廃止申請をしたとき

失効した住基カードは返却してください。

注意事項

- ▶暗証番号の照合ができない場合は、暗証番号再設定の手続きが必要となります。その際は住基カード以外の本人確認書類が必要となります。
- ▶住基カードに継続利用の処理をし、新住所の情報を裏面に記載します。写真なしの住基カードは、裏面への新住所記載はありません。
- ▶住基カードにおさめられている電子証明書については、住所の異動があった場合、失効します。必要な場合は、改めて電子証明書の発行申請をしてください。